

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年8月17日

**【会社名】** マーチャント・バンカーズ株式会社

**【英訳名】** MBK Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼COO 森下 将典

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

**【電話番号】** (03) 3502-4910 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長兼社長室長 庄 佳秀

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

**【電話番号】** (03) 3502-4910 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長兼社長室長 庄 佳秀

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** (第11回新株予約権)  
その他の者に対する割当 18,695,842円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して  
出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
458,695,842円  
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合  
及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の  
行使に際して出資される財産の価額の合計額を合  
算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません

**【縦覧に供する場所】** 証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	11個
発行価額の総額	18,695,842円
発行価格	本新株予約権 1個あたり 1,699,622円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年9月2日（水）
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	マーチャント・バンカーズ株式会社 経営管理部
払込期日	平成21年9月8日（火）
割当日	平成21年9月2日（水）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部

（注）1 本新株予約権については、平成21年8月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

## (1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	CITIC International Assets Management Limited (シティック インターナショナル アセット マネジメント リミテッド)		
割当新株予約権数	11個		
払込金額	18,695,842円		
割当予定 先の内容	住所	Suite 1401-3, Bank of America Tower, 12Harcourt Road Central, Hong Kong	
	代表者氏名	Chairman: CHANG Zhenming CEO: Kelvin LO	
	事業内容	投資業（直接投資、ファンド管理等）	
当社との 関係	出資関係	当社の出資している割当 予定先の出資の金額	該当事項はありません
		割当予定先が保有している 当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません	
	人的関係	CEOのKelvin LO氏及びDeputy CEOのEric Yip氏は、平成21年4月14日 より当社顧問を務めております。	

（注）「割当予定先の内容」および「当社との関係」欄の記載内容は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

## (2) 新株予約権発行の目的及び理由

## 資金調達目的

前期（平成21年3月期）における当社グループを取り巻く事業環境は、米国のサブプライムローンに端を発した、世界規模での深刻な金融危機や信用収縮により、不動産及び株式市況が下落するなど、大変厳しいものでありました。こうした環境のもとで、二期連続で営業損失を計上したことから、当社グループには、前期末時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象（以下「重要事象等」）が存在しておりました。

こうした状況を受け、当社グループは、企業価値を維持、向上させるべく、財務と事業の双方の抜本的なリストラクチャリングを経営の最重要課題に据え、キャッシュ・フローと収益構造の安定を実現するための施策を推進してまいりました。

この結果、平成22年3月期第1四半期（以下「当第1四半期」）においては、営業利益263百万円、経常利益227百万円、四半期純利益246百万円と黒字回復し、併せて財務体質についても一定の改善を見るに至り、上記の重要事象等は解消いたしました。

一方で、当第1四半期末現在で、当社グループの現預金残高877百万円に対して、有利子負債残高は5,060百万円となっており、今後、安定した財務運営を図るためには、更なる財務基盤の強化が必要であると認識しております。

また、当社は、本年1月に実施した第三者割当増資により、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社（大証ヘラクレス）グループから離れ、中国の事業家により組成されたトータルネットワークホールディングスリミテッドが筆頭株主となったことを機に、経営方針及び経営体制を刷新し、本年7月に商号を「マーチャント・バンカーズ株式会社」に変更し、日本と中国を繋ぐマーチャント・バンキング事業をコア事業として事業展開を図る方針を新たに打ち出しております。こうしたなかで、今後の成長基盤確立のための事業資金を確保する必要性が生じております。

以上の状況を踏まえ、多種多様な方法の中から慎重に資本政策を検討してきた結果、このたび当社は、CIAM社を割当予定先とする本新株予約権の発行による資金調達を決定いたしました。

本新株予約権は、当社がいつでも新株予約権を発行価額相当額で取得することができる権利や、当社の指定により行使停止期間を設けることができる条項を盛り込むなど、必要以上の新株予約権の行使により過度な希薄化が生じることを防ぐことが可能であり、既存株主への不利益を最小限に抑えることができる仕組みとしております。このため、本新株予約権は、市場の公平性や既存株主様への配慮を重視しつつ、当社の資金需要に応じた資金調達を可能とするものであります。なお、かかる内容について詳細は後記「本新株予約権の特徴」「新株予約権による資金調達を行う理由」において記載しております。

当社は、本新株予約権が全て行使された場合の当社の差引手取概算額446,695,742円について、前述の当社の経営上の課題である財務基盤強化のための資金及び成長基盤確立のための資金に充当することを予定しております。なお、具体的な資金使途につきましては、後記「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は、現在の発行済株式総数の4.88%、行使後の発行済株式総数の4.65%にあたり、行使に応じて相応の株式価値の希薄化が生じていくものでありますが、当社の置かれている状況を踏まえたかかる資金使途（具体的な使途につきましては上記の通り後述いたします）は、当社の持続的な成長のために重要であると考えております。当社では、後記「新株予約権の特徴」に記載の各種条件により、既存株主様の利益について相当の配慮をしておりますので、当社は、本新株予約権による本件資金調達は、当社株主価値向上に寄与する合理的な資本政策であると判断いたしました。

また、本新株予約権の割当予定先であるCIAM社は、そのCEOのKelvin Lo氏及びDeputy-CEOのEric Yip氏を当社顧問として迎えているなど、これまでに相互の信頼関係を築いている先であり、さらに、本日公表の通り、このたび当社はCIAM社との間で日中間のM&A事業等を協働して進めていく旨の業務提携契約を締結いたしました。今回のCIAM社に対する本新株予約権の割当は、業務提携を緊密に進めていく上においても重要な意味を持つものであり、今後当社は、CIAM社との提携関係を通じて、日中間ビジネスを柱とした平成21年5月20日付公表の当社「新中期経営計画“Next Horizon 2009-2011”」を着実に推進していくものであります。

なお、当社は、この「新中期経営計画“Next Horizon 2009-2011”」において以下のような経営の基本方針を掲げております。

- ・ 従来の投融資事業・ファンド事業・アドバイザー事業等の投資銀行業務に加えて、日中の有力な事業会社等との業務提携による機能を活かしつつ、日中の事業会社の成長戦略をサポートし企業価値向上と持続的成長に貢献します。
- ・ 日中の優良・成長企業に対する投融資やファンド・アレンジメント事業等中心とする投資銀行モデル型の収益構造を転換し、今後、成長が見込まれる日中の各事業会社との合弁事業などを通じた新たな収益基盤の拡充を早期に実現します。
- ・ 中国を中心とするアジア経済圏で今後の成長が見込まれる食品、水産漁業、環境、薬品、ホテル等のサービス業などの分野を最重要セクターと位置づけております。
- ・ 健全性を重視した財務戦略として、流動比率200%超、自己資本比率30%超を経営の重要な目標といたします。
- ・ 株主還元の実施としては配当政策を重視します。具体的には配当性向20%を経営の重要な目標とし、早期の復配を目指します。

## 本新株予約権の特徴

## (a)新株予約権の概要

本新株予約権の概要は以下の通りとなります。

	第11回新株予約権
権利行使価額	40円
発行価額の総額	18,695,842円
発行価格	1個あたり1,699,622円
新株予約権の数	11個
新株予約権の目的である株式の数	11,000,000株（1個あたり1,000,000株）
権利行使期間	発行価額の総額の払込みがあった日の翌営業日から平成22年12月2日まで

（注）本新株予約権の申込日及び割当日は平成21年9月2日、払込期日は平成21年9月8日となっております。本新株予約権の割当予定先は、上記申込日及び割当日において本新株予約権の割当を受け、上記払込期日までに発行価額を払込んだ後、かかる払込みが完了した日の翌営業日から、本新株予約権を行使することが可能となります。

## (b)行使価額及び目的である株式の数の固定

本新株予約権の行使価額は、発行時から40円で固定されており、当社普通株式の流通市場における将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の目的である株式の数も、発行時から11,000,000株で固定されており、本新株予約権の行使または消却以外の要因によって本新株予約権にかかる潜在株式数が変動することはありません。

このように、本新株予約権は、行使価額及び目的である株式の数ともに固定されており、当社株主価値の希薄化に配慮した発行スキームとなっております。

ただし例外として、「(2) 新株予約権の内容等」に記載の通り、株式分割、企業再編等の事由により、行使価額及び発行株式数が調整される場合があります。

## (c)行使停止期間

本新株予約権は、当社が本新株予約権者に10営業日前に書面で通知することにより、割当日から行使期間満了日の1ヶ月前の日までの間に、本新株予約権を行使することが出来ない期間（以下「行使停止期間」）を指定することができます。

この行使停止期間の指定は、未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能であり、行使停止期間の長さに制限はありません。

したがって、例えば、当社が他の資金調達手段を具体的に検討している期間に行使を停止させるなど、当社の資本政策の状況や資金ニーズ等を考慮して、柔軟に本新株予約権の行使に制限を設けることが可能です。

## (d)取得条項（Any Time Call）

当社は、将来的に資金調達ニーズが後退した場合や、より有効な他の資金調達方法が確保された場合などにおいて、2週間までの事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することが可能です。

## (e)買取請求

本新株予約権者は、当社に本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で買い取るよう請求することができます。

## 新株予約権による資金調達を行う理由

当社グループは、財務基盤の一層の強化と今後の事業展開のため必要な資金の調達、及びこれと関連する資本・業務提携の可能性について、多種多様な方法を検討してまいりました。

本新株予約権の割当予定先であるCIAM社には、当社グループの事業戦略等を理解していただいた上で、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、新株予約権の発行による資金調達という方法をご提案いただきました。

また、新株予約権による資金調達をすることにより、CIAM社の当社株式価値向上へのインセンティブが期待でき、業務提携によるシナジーが最大限に発揮されるものと考えております。

新株予約権による資金調達を選択するに当たり、市場の公平性や既存株主様の利益に配慮し、権利行使価額の修正条項が付いたいわゆるMSCBやMSワラントではなく、行使価額及び目的である株式の数が固定されている新株予約権の発行することといたしました。

加えて、前記「本新株予約権の特徴」に記載のとおり、当社株主価値に配慮した諸条件を設定したことから、本新株予約権による資金調達は、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

### 割当予定先を選定した理由

当社は、本新株予約権による資金調達にあたり、当社の事業戦略を理解した上で、当社の経営方針を尊重し、事業発展をともに行える候補先を検討してまいりました。

この度、本新株予約権の割当予定先として選定したCIAM社は、中国最大の金融グループの一つであるCITICグループに属する投資運用会社であります。CITICグループは、複数の上場企業を含む中国・香港の銀行、証券会社、保険会社等を傘下に持つ大手国際金融グループであり、CIAM社は、このCITICグループの金融持株会社CITIC International Financial Holdings Limited（中国中信集团公司）の関連会社として、同地域における不動産、企業向け投資事業を積極的に展開しております。

当社は、CIAM社のCEOであるKelvin Lo氏、Deputy-CEOであるEric Yip氏を当社顧問に迎えるなどして、これまでに相互の信頼関係を築いていることから、同社には、日中間ビジネスをコア事業と位置づける当社の事業戦略をご理解いただいたうえで、当社経営方針を尊重し、事業発展をともに行えるパートナーとなっていただけのもと考えております。

さらに、本日公表の通り、このたび当社は同社との間で業務提携契約を締結いたしました。今回の同社に対する本新株予約権の割当は、この業務提携を緊密に進めていく上で重要な意味を持つと考えております。

こうしたことから、当社は、同社を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

なお、現時点において、当社は同社との間に上記の業務提携を除き重要な契約はありません。また、当社グループは、本新株予約権の割当にあたり、CIAM社から、同社は反社会的勢力と関係がない旨の表明を受ける予定です。また、現地の情勢に詳しいフィナンシャル・アドバイザー会社に調査を依頼し、同社が反社会的勢力とは関係がない旨の報告を受けております。

### 割当予定先の保有方針

割当予定先であるCIAM社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、CIAM社は本新株予約権の行使により取得する当社株式（全て行使された場合11,000,000株）の一部を長期保有する意向であると同っており、本件と併せて行う業務提携を通じて、今後の当社の持続的な成長のために幅広いご協力をいただけるものと理解しております。

### 発行条件等の合理性

#### (a) 発行価額及び行使価額の算出根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、専門の第三者機関に依頼し、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、本新株予約権1個あたりの払込金額を1,699,622円に決定いたしました。

行使価額は、早期の資金調達が可能となるよう直近の当社の株価の推移等を勘案して決定したものであり、本新株予約権の発行を決定する取締役会決議日の前日以前3ヶ月間の大証証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均に102.5%を乗じた額である40円としております。

#### (b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は、本新株予約権が全て行使された場合の新株発行数（本新株予約権の目的である株式の数）は11,000,000株であり、現在の発行済株式総数の4.88%、本新株予約権の全てが行使された後の発行済株式数の4.65%に相当し、行使に伴い相応の株式価値の希薄化が生じるものであります。

しかしながら、本件資金調達により、当社は新規事業領域を開拓し新たなポートフォリオを構築するための事業資金を確保することができ、これが事業基盤の強化に繋がります。また、有利子負債を圧縮することができ、財務基盤の安定性向上に寄与します。加えて、前記「本新株予約権の特徴」に記載の各種条件により既存株主様の利益に相当の配慮もしておりますので、当社としましては、本新株予約権の発行による資金調達は、結果として既存株主様の価値向上、利益保護に繋がるものであると考えており、本件による希薄化の規模は、その目的に照らして合理的な水準であると判断しております。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	当社普通株式 (なお、単元株式数は1,000株である。)
新株予約権の目的 となる株式の数	本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて 当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して 「交付」という。）する数は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第（1）号の出資 額を同欄第（2）号の行使価額（ただし、同第2項によって調整された場合は調整後 の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。こ の場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。 本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた 数として11,000,000株（新株予約権1個につき1,000,000株）とする。
新株予約権の行使 時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、440,000,000円とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、40円（発行決 議日の前日以前3ヶ月間の終値単純平均に1.025を乗じた額。）とする。ただし、行 使価額は第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通 株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性が ある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価 額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の 適用時期については、次の定めるところによる。</p> <p>本項第（4）号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに 交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付 する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付 社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の 行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込 期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日があ る場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価 額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通 株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社 普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日 がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするとき は当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第（４）号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号 の場合は基準日。）に先立つ45取引日目に始まる30 取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数点第2位を切捨てる。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>458,695,842円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>権利行使開始日から平成22年12月2日まで</p> <p>ただし、</p> <p>権利行使開始日とは、当社が、その指定した銀行口座に本新株予約権者からの払込金の入金を確認した日の翌営業日をいう。</p> <p>「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所</p> <p>マーチャント・バンカーズ株式会社 経営管理部</p> <p>2 取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3 払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>



自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、権利行使開始日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印した上、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、前号の行使請求書を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定することができる。但し、行使停止期間として指定可能な期間は平成22年11月2日（行使期間満了日の1ヶ月前）までとする。
- (2) 本新株予約権者は、株式会社保管振替機構（以下「機構」という。）が定める株式等の振替に関する業務規程第144条所定の総株主通知事由のいずれかが生じたときは、当該通知事由に係わる株主確定日の5営業日前の営業日から当該株主確定日（当日を含む。）が経過するまでの間、本新株予約権の全部又は一部を行使することができないものとする。
- (3) 当社が社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）第151条第8項により「機構」に対して総株主通知の請求をした場合、本新株予約権者は、当社が定める株主確定日の5営業日前の営業日から当該株主確定日（当日を含む。）が経過するまでの間、「本新株予約権」の全部又は一部を行使できないものとする。
- (4) 前号にかかわらず、当社が「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる（なお、取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。）。

3. 新株予約権の取得請求権

新株予約権者は、権利行使開始日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

4. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
458,695,842	12,000,000	446,695,842

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

## 調達する手取金の使途

当社はこれまで、本邦のほか、中国、香港、台湾の未上場企業や上場企業に対し出資し、それらの企業の事業成長をサポートすることにより株式価値を向上させ、結果として株式売却により収益を享受する形でマーチャント・バンキング事業を展開してまいりました。

また、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社（大証ヘラクレス）グループの一員として国内外の企業投資並びに不動産投資及びアレンジメント事業を行ってまいりましたが、本年1月に実施した第三者割当増資により、中国の事業家により組成されたトータルネットワークホールディングスリミテッドが筆頭株主となったことを機に、今後は日中のマーチャント・バンキング事業に経営資源を集中させる方針です。具体的には、本件資金調達による差引手取概算額のうち246百万円を、

- ・本邦事業法人に対する、中国の有力なパートナーとの共同出資を行う資金
- ・事業提携先であるCIAM社との日本及び中国における共同出資を行う資金
- ・中国におけるホテルやスポーツ関連施設のオペレーション事業資金

といった日中間ビジネス関連の投資案件に活用することを予定しております。

また、当社連結有利子負債残高が長期・短期合わせて5,060百万円（平成21年6月末現在）となっており、本件資金調達による差引手取概算額のうち200百万円をかける有利子負債の返済に充当し、財務基盤の安定化及び金利負担の軽減を図ることを予定しております。

なお、本件資金調達は、新株予約権によるものであるため、行使の時期及び行使数の如何によって、資金調達の時期及び金額は変動することになります。このため、上記資金使途の内容、金額及び優先度等につきましては、調達時の状況に応じて当社が判断することとなります。

とりわけ、投資案件の採否にあたっては、多くの不確定要因があるため、収益性、リスク及び当社事業との親和性などを踏まえて、最終的に投資判断を行うものであります。

## 調達する資金の支出予定時期

本新株予約権の行使が順調に進捗し当期（平成22年3月期）において全て行使されとした場合、調達する資金の支出予定時期は、当期の下半期になるものと考えております。

なお、かかる支出予定時期は、本新株予約権の行使状況のほか、新規投資案件の進捗状況、投資回収の状況、金融機関等からの調達の状況等により変動することがあります。

## 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、平成21年5月20日公表の当社「新中期経営計画“Next Horizon 2009-2011”」において、日中間ビジネスの展開に経営資源を集中した新しい経営戦略及び収益目標を策定しております。

この新中期経営計画を着実に推進し、当社が早期の業績回復及び持続的な成長基盤を確立するためには、新規の事業投資及び財務基盤の強化がともに必要不可欠であり、本件により調達した資金をこれらのために活用することは、合理的であると判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第85期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(4)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、以下の通り変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成21 年 8月1 日		225,150,567	1,545,841	2,744,883	3,344,785	

(注) 当社は、平成21年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成21年8月1日付で無償減資を実施したことにより、資本金が1,545,841千円、資本準備金が3,344,785千円それぞれ減少しております。

### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第85期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年8月17日）までの間に次の事由が生じております。

当社グループは、前々連結会計年度及び前連結会計年度と2期連続の営業損失となり、前連結会計年度末時点において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在してはいたしましたが、当第1四半期連結会計期間において営業利益を計上し、当連結会計年度以降、黒字基調を維持していく見通しが立ったことから、かかる重要事象等は当第1四半期連結会計期間末において存在しなくなりました。

このことから、当該有価証券報告書に記載いたしました「事業等のリスク」のうち、かかる重要事象等について記載した「当社グループの業績推移等について」について、第1四半期報告書（第86期）において変更しております。

なお、以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、かかる変更の該当箇所は\_\_\_で示しております。

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年8月17日）現在において判断した事項であります。

#### 当社グループの業績推移等について

当社グループは、サブプライムローン問題に端を発する国際的金融市場の収縮、不動産市況の低迷という経営環境の悪化を受け、投資有価証券、営業貸付金及び販売用不動産に関する売却損及び評価損等により、平成21年3月期において営業損失11,628百万円を計上いたしました。当社グループは、日中間ビジネスを軸とした事業成長戦略を進める他、徹底した経費削減、投資回収の継続、不採算拠点からの撤退など経営合理化策に全力で取り組んでおり、早期の業績回復に向けて一定の見通しが立っておりますが、当社を取り巻く環境におお厳しさが予想される中、今後とも収益水準が計画を下回る不確実性がございます。

#### 当社グループの財政状態及び経営成績の変動

##### (a) 事業継続に必須な財政状態の維持

当社グループは、従来、自己勘定投資による物件取得及び当社グループが組成するファンドへの投資の促進を行ってきた結果、たな卸資産や営業投資有価証券が増加し、これに伴い有利子負債も増加いたしました。当連結会計年度において、これら営業投資資産の価値の毀損、投資回収の遅れ、有利子負債の返済圧力等があり、当社グループの財政状態に影響が生じました。

資本増強の実施などの財務リスクチャリングにより直近に相当の財務基盤強化を実現いたしました。当社では今後とも、このような状況が発生するリスクを認識し、着実な事業成長と財務リスク抑制とについてバランスがとれた運営に努める方針です。

##### (b) 特定の債権者への依存

当社グループは、親会社であったアセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社の関連会社から除外された一方で、国内外の不動産・企業投資事業において同社との協働関係が継続しているほか、同社より当連結会計年度末時点において相当額の資金借入残高（短期及び長期借入金 計2,050百万円）があります。また、当社グループは、かかる借入残高に相当する資産を、担保として同社に供しております。

今後、投資回収等により当該借入の返済を進めてまいりますが、投資回収の遅延、同社財政状態の状況等により、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業を取り巻く経営環境について

(a) 株式市場の動向等による保有株式の価格変動

当社グループは、国内外の株式等を対象とした投資事業を行っており、株式市場における株価動向は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。上場株式の株価変動リスクのほか、未公開株式等についても、株式公開や売却の時期・価格に大幅な影響を及ぼす可能性があります。

また、投資対象の株式等を当該株式等の取得原価を上回る価額で株式市場等において売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない（キャピタルロスが発生する）可能性、投資資金を回収できない可能性または評価損が発生する可能性があります。

(b) 不動産市場の動向

当社グループは、国内外の不動産を対象とした投資事業を行っており、不動産市況が著しく変動した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

販売用不動産または不動産を投資対象とする有価証券等を取得原価を上回る価額で売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない（キャピタルロスが発生する）可能性、投資資金を回収できない可能性または評価損が発生する可能性があります。

(c) 金利の上昇

当社グループは、各エクイティ投資家による出資のほか、金融機関等からの借入により資金を調達しておりますので、将来、金利水準が上昇した場合には、資金調達コストの増加、顧客投資家の期待利回りの上昇、株式・不動産等の価格下落といった事象が生ずる可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 外国為替の変動

当社グループは、中国を中心とした東アジア地域向けに投資活動を行っており、外国為替相場の動向によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、この影響を回避するため、一部投資については、為替予約や外貨建て借入を利用して相場変動に対するリスク・ヘッジを行う場合があります。

(e) 国際情勢の変化

海外での事業展開におきましては、現地の法令・商習慣等に即した経営活動の実践に努めておりますが、海外における予測困難な法律又は規制の変更、政治又は経済情勢の急変、人材の採用と確保の難しさ、為替レートの変動による業績への影響、テロ・戦争その他の要因による社会的混乱などのリスクが内在しており、これらの事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 災害等の影響

当社グループが投資対象としている企業または不動産が所在する地域において、地震、戦争、テロ、火災等の災害が発生した場合は、当該企業または不動産の価値が毀損する可能性があります。その結果、営業投資資産の価値が毀損する可能性、投資回収の時期・価格が見込みを下回る可能性などが想定され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

(a) マーチャント・バンキング事業

M & A、自己勘定による投融資、ファンド運営及びストラクチャード・ファイナンスなどの事業につきまして、大手金融機関による業務の拡大などにより、案件の獲得や各種手数料の価格設定等について競争が激化する可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) ホスピタリティ & ウェルネス事業

ホテル事業において、景気低迷が長期化した場合、値下げ競争など、既存のホテルとの競争が激化する可能性があります。当社グループは、顧客サービスの向上などによる集客の維持・強化、並びにコスト削減の徹底により、収益確保に努めてまいります。我が国のホテル市場の動向の如何が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ボウリング事業については、他のボウリング場の出退店動向のみならず、ゲームセンター、カラオケ、ビリヤード場等、他のレジャー施設の出退店動向にも影響されます。このほか、景気動向や消費者の嗜好の変化によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の事業体制について

(a) 小規模組織であること

当社グループ、とりわけ中核を担う当社は、小規模の組織・体制をとっており、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。当社グループは、より組織的な体制を整備・運用するように、今後とも外部からの採用を含めた人材育成、内部管理体制及び業務遂行体制の強化を図る所存であります。急激な業務拡大が生じた場合、十分な人的・組織的対応が取れない可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (b) 人材の確保について

当社グループが営む各事業は、いずれも、高度な知識と経験に基づく能力を有する人的資本により成り立っており、人材の維持、確保が経営上の重要な課題となっております。

各役員に業務遂行上の支障が生じた場合、または当社グループの求める人材が十分に確保できなかった場合、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を与える可能性があります。

大株主の状況及び株主構成について

平成21年1月15日付払込完了の当社第三者割当増資により、当該増資の割当先であるトータルネットワークホールディングス社、古川令治氏、若山健彦氏及びJ C W株式会社の議決権所有割合は合計で63%となりました。

当該割当先の議決権行使の状況または第三者への売却などにより、当社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える可能性があります。

なお、当該割当先からは、割当に際して、割当を受けた株式について共同保有の関係にはなく、議決権を統一行使する予定はない旨、安定保有する方針である旨及び当社の経営及びコーポレート・ガバナンスを支援していくつもりである旨の意向表明を受けております。

## 特有の法的規制について

当社グループが受ける規制の主なものは、金融商品取引法、宅地建物取引業法、貸金業の規制等に関する法律等です。

当社グループでは、法令規則等の遵守を徹底しており、当社及び当社子会社において、適宜、免許・登録等を行って事業展開しておりますが、今後、何らかの理由により、当社又は当社子会社のいずれかが行政処分等を受けた場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、現時点の各種規制に従って業務を遂行しておりますが、将来において各種規制が変更された場合、又は、法令等の解釈・運用によっては、当社グループに必要な許認可の取得その他対応が十分に出来ずに、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 連結の範囲決定に関する事項

## (a) 投資事業組合等の連結会計上の取扱いについて

当社グループが属する投資ファンド業界においては、平成18年9月8日に「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号）が公表されたことに伴い、当社グループは、当該実務対応報告を適用しております。現状、投資事業組合等ごとに個別に支配力及び影響力の有無を判定したうえで、子会社及び関連会社を判定し、連結の範囲を決定しております。

今後、新たな会計基準の設定や、実務指針等の公表により、投資事業組合等に関する連結範囲の決定について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (b) 企業投資の連結会計上の取扱いについて

当社グループのマーチャント・バンキング事業における企業投資は、当該事業における営業投資であるという実態を明瞭に表示するため、営業投資目的以外の「投資有価証券」及び「有価証券」とは区別して、「営業投資有価証券」として「流動資産の部」にまとめて表示しております。また、営業投資として取得した有価証券等を売却した場合の売却損益、投資対象からの配当及び受取利息については、営業損益として計上することとしております。これは、投資先の企業を当社グループの傘下に入れ支配することを目的とせず、営業取引で投資育成を目的として株式を取得・保有し、企業価値の向上を図った後、有価証券等の売却により収益を得ることを目的にしているからであります。したがって、営業投資により取得した企業の株式については、当社グループの子会社、又は関連会社とはしておりません。

しかしながら、今後、新たな会計基準の設定や、実務指針等の公表により、営業投資先等に関する連結範囲の決定について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 臨時報告書の提出

#### 平成21年6月24日提出の臨時報告書

平成21年6月24日開催の当社第85回定時株主総会の決議に基づき、同日開催の当社取締役会において、当社の取締役及び監査役に対する報酬として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議するとともに、同取締役会において、当社の顧問及び従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### (1) 取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）

銘柄

アセット・インベスターズ株式会社新株予約権証券

割当日

平成21年7月9日

発行数

新株予約権290個（取締役に対しては250個、監査役に対しては40個）

新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。（ただし、(1) . に定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行う。）

発行価格

無償で発行するものとし、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

発行価額の総額

未定

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式290,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。



**新株予約権の行使期間**

平成23年6月25日から平成26年6月24日まで（行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合は、翌銀行営業日を行使期間の初日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）

**新株予約権の行使の条件**

- (a) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合については、この限りではない。
- (b) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- (c) 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- (d) その他の行使条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

**新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額**

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じときは、その端数を切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

**新株予約権の譲渡に関する事項**

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

**新株予約権取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳**

当社取締役3名及び監査役4名

勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

**勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容**

- (a) 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使前に上記(1) . に規定する新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合（会社法第287条に従い新株予約権が消滅した場合を除く。）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権については無償で取得することができるものとする。
  - (b) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
  - (c) その他勧誘の相手方と提出会社との間の取決めについては、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (2) 顧問及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）

**銘柄**

アセット・インベスターズ株式会社新株予約権証券

**割当日**

平成21年7月9日

**発行数**

新株予約権470個（顧問に対しては225個、従業員に対しては245個）

新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。（ただし、(2) . に定める株式数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的たる株式数についても同様の調整を行う。）

**発行価格**

無償で発行するものとし、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

**発行価額の総額**

未定

**新株予約権の目的となる株式の種類及び数**

当社普通株式470,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行数又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。また、割当日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

### 新株予約権の行使期間

平成23年6月25日から平成26年6月24日まで（行使期間の開始日が銀行休業日にあたる場合は、翌銀行営業日を行使期間の初日とし、また、行使期間の最終日が銀行休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）

### 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- 新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。
- その他の行使条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

### 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

新株予約権取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社顧問12名及び従業員13名

勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

### 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

- 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使前に上記(2)に規定する新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合（会社法第287条に従い新株予約権が消滅した場合を除く。）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権については無償で取得することができるものとする。
- 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(c) その他勧誘の相手方と提出会社との間の取決めについては、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

## 平成21年7月9日提出の訂正臨時報告書

平成21年6月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、当社の取締役及び監査役、並びに顧問及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことに関する臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成21年7月8日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 1. 訂正内容

訂正箇所は\_\_で表示しております。

#### (1) 取締役及び監査役に対するストック・オプション(新株予約権)

発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

15,080,000円

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、52円とする。

(後略)

#### (2) 顧問及び従業員に対するストック・オプション(新株予約権)

発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

24,440,000円

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値(前日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、52円とする。

（後略）

### 平成21年7月17日提出の臨時報告書

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規程に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの

アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	23,505 個	10.46 %
異動後	22,422 個	9.98 %

(注1) 異動前及び異動後の総株主等の議決権に対する割合は、いずれも平成21年3月31日現在の総株主等の議決権数224,716個をもとに算出しております。なお、議決権を有しない株式として発行済み株式総数から控除した株式数は、平成21年3月31日現在で、発行済株式総数225,150,567株に対して152,345株であります。

(注2) 異動前の所有議決権の数につきましては、当該株主が平成21年7月14日付で提出した大量保有報告書に係る変更報告書（報告義務発生日平成21年7月8日）に基づき記載しております。また、異動後の所有議決権の数につきましては、当該株主からの連絡に基づき記載しております。

(注3) 当該株主の現時点での大株主順位は確認できておりません。なお、当該株主の平成21年3月31日時点における大株主順位は第3位であります。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

平成21年7月9日付で、アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社より、所有する当社株式を売却し同社が所有する当社株式数が22,422,000株となった旨の連絡があったものであります。

当該異動の年月日

平成21年7月9日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額、発行済株式総数及び総株主等の議決権数は次のとおりであります。

資本金の額 4,290百万円  
発行済株式総数 225,150,567株  
総株主等の議決権の数 224,716個

(注) 総株主等の議決権の数は、平成21年3月31日現在のものです。

### 平成21年8月14日の訂正臨時報告書

平成21年6月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、当社の取締役及び監査役、並びに顧問及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことに関する臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に誤りがございましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

1. 訂正内容

訂正箇所は\_\_で表示しております。

(1) 取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

（訂正前）

当社普通株式290,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

（訂正後）

当社普通株式290,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。当社普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## (2) 顧問及び従業員に対するストック・オプション(新株予約権)

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(訂正前)

当社普通株式470,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(訂正後)

当社普通株式470,000株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。当社普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年8月14日の訂正臨時報告書

平成21年7月17日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました、主要株主の異動に関する臨時報告書の記載事項のうち、提出理由に誤りがございましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 1. 訂正内容

訂正箇所は\_\_で表示しております。

#### (1) 提出理由

(訂正前)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規程に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 平成21年8月17日の訂正臨時報告書

平成21年6月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出いたしました、当社の取締役及び監査役、並びに顧問及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を行うことに関する臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に誤りがございましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 1.訂正内容

訂正箇所は\_\_で表示しております。

## (1) 取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）

## (訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

（後略）

## (訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（後略）

## (2) 顧問及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）

## (訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

（後略）

## (訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（後略）

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第85期)	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	平成21年 6 月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂 正報告書	事業年度 (第85期)	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	平成21年8月12日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第86期第1 四半期)	自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日	平成21年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月10日

アセット・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井出 隆指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセット・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

アセット・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 茂善 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアセット・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

アセット・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## 太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 茂善  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセット・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象 1 に記載されているとおり、会社は、平成21年6月24日開催の定時株主総会において、無償減資の決議を行っている。
3. 重要な後発事象 2 に記載されているとおり、会社は、平成21年6月24日開催の取締役会において、ストック・オプションを発行する決議を行っている。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アセット・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アセット・インベスターズ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

マーチャント・バンカーズ株式会社  
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 茂善 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月10日

アセット・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井出 隆指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセット・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

アセット・インベスターズ株式会社  
取締役会 御中

## 太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 茂善指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏木 忠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセット・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセット・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象 1 に記載されているとおり、会社は、平成21年6月24日開催の株主総会において無償減資の決議を行っている。
3. 重要な後発事象 2 に記載されているとおり、会社は、平成21年6月24日開催の取締役会においてストック・オプションを発行する決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。